

発 行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

蚕糸会館6階

電話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507

<http://www.cbcllo.com>

千葉中央法律事務所

ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

新年おめでとうございます。 2020年 元旦



「これで良いのか」

2020年の幕開けです。今年こそ主権者として、「これで良いのか」と常に考え、行動する一年でありたいと思います。「権力を担当する者がすべて権力を濫用しがちであることは、永遠の経験の示すところである」(モンテスキュー)。

安倍長期政権による権力の濫用と腐敗は枚挙にいとまがないほどです。「モリ・カケ問題」と財務省による文書改ざん、防衛省によるイラク日報の改ざん、そして今「桜を見る会」問題にみるウソと隠ぺいなど付度と強権による政権維持の手法の横行などなど、そして「海外で戦争する国」に直結する「安倍九条改憲」と「戦争法」の具体化としていっそう進んだ軍事大国化の一連の動き、いまこの国は「戦後日本の最大の岐路」をむかえています。

こうしたなか、昨年11月に来日したローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇の長崎・広島でのスピーチは、この国はもとより、世界への大きな平和にむけての発信となりました。安倍九条改憲に反対し、一日も早い核兵器禁止条約の発効をねがって、皆さまへ度重なる署名を訴えてきた私たちの事務所にとっても、大きな励ましとなるものでした。「原子力の戦争目的の使用は倫理に反します」「核兵器の保有はそれ自体倫理に反します」との教皇の力強いスピーチを重くうけとめたいと思います。

私たちは、この間「主権者としての行動」をつよく訴えてきました。今年私たちはこの立場で「これで良いのか」を常に考え行動することの大切さを強調したいと思います。

日々起こる様々な出来事、あるいは自由と人権、民主主義が危うい場面に出会った時、「これで良いのか」と憲法の基本に立ちかえて考え、そして行動することが大事だと考えるのです。安倍九条改憲「これで良いのか」決して許すことはできない。これ以上の政治の劣化、「これで良いのか」否。憲法の生きる政治・社会の実現こそ、この国に生きる全ての人々、未来の人々、そして世界の平和と直結している。そんな大きな視野で日々をしっかりと歩みつづけたい。新しい年をむかえての私たちの決意です。この間進んだ「市民と野党の共闘の前進」は、大きな勇気と展望を与えてくれるものでした。

そして来年2021年は、事務所創立50年を迎えます。

新しい時代の波が私たちの事務所にも、ヒタヒタと押しよせています。その「波」をうけとめ、そして乗り越えて、皆さまとご一緒に歩んでいきたいものです。

皆さまのご指導とご協力を心よりお願いし、あわせて今年一年が皆さまにとって良き年でありますようにと祈りながら、新しい年にあたってのごあいさつといたします。

千葉中央法律事務所

弁護士 高橋 勲 弁護士 高橋 高子 弁護士 白井 幸男 弁護士 守川 幸男
 弁護士 藤野 善夫 弁護士 岩橋 進吾 弁護士 井出 達希 弁護士 島貫 美穂子
 弁護士 田村 陽平 弁護士 土居 太郎 弁護士 広松 大輝 事務局 一同